

30 福薬発第 605 号  
平成 31 年 1 月 11 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 因間 司

常務理事 楠本 哲也

「登録販売者に対する研修実施の必要性」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会業務に格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修の実施については平成 29 年 11 月 1 日付け 29 福薬発第 403 号にて、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者は一般用医薬品の情報提供その他の一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適切な管理を確保するため、登録販売者に対しては、一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要があるとされています。

また、平成 24 年 3 月 26 日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知により登録販売者には毎年外部研修年間計 12 時間以上の受講が義務付けられています。

改めて登録販売者に対する研修が適切に実施されるよう、一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会主催の研修会を別添のとおりご案内いたしますので、ご周知と一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会会員への登録についても重ねてお願い申し上げます。

ご多忙中のことと存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具